

平成22年度11月補正予算額一覧表

平成22年11月18日

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	うち経済対策分	合 計 (A)+(B)		
一 般 会 計	A 義務的経費	(244,189)	()	()	(244,189)	
		253,096	94		253,190	
	B 公 共	一 般 公 共	(2,172)	(△ 316)	(58)	(1,856)
			28,815	2,056	2,746	30,871
	事業費	災 害 復 旧	(566)	()	()	(566)
			10,030			10,030
	国 直 轄		(2,269)	(△ 25)	(2)	(2,244)
			9,159	323	919	9,482
	C 国庫補助事業費	(7,055)	(124)	()	(7,179)	
		37,170	6,800	6,574	43,970	
D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(178,816)	()	()	(178,816)	
		221,603			221,603	
E 単県行政施策費	運 営 費	(23,524)	()	()	(23,524)	
		28,318			28,318	
計		(33,193)	(232)	(494)	(33,425)	
		77,311	6,432	5,942	83,743	
一般会計の計		(491,784)	(15)	(554)	(491,799)	
		665,502	15,705	16,181	681,207	
特別会計の計						
		282,652	53	53	282,705	
合 計		(491,784)	(15)	(554)	(491,799)	
		948,154	15,758	16,234	963,912	
企業会計の計						
		11,445			11,445	

()は一般財源

平成22年度11月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)		合 計 (A)+(B)
			うち経済対策分	
総 務 部	(194,750)	(9)	(9)	(194,759)
	205,907	174	174	206,081
県 民 生 活 部	(7,406)	()	()	(7,406)
	11,718	131	131	11,849
環 境 文 化 部	(3,268)	()	()	(3,268)
	5,141	196	196	5,337
保 健 福 祉 部	(84,341)	(146)	(20)	(84,487)
	108,242	4,063	3,684	112,305
産 業 労 働 部	(6,788)	(20)	(20)	(6,808)
	17,619	3,673	3,578	21,292
農 林 水 産 部	(18,023)	(△ 400)	(77)	(17,623)
	39,070	1,854	1,461	40,924
土 木 部	(16,866)	(220)	(408)	(17,086)
	69,730	4,474	5,817	74,204
警 察 本 部	(41,478)	(20)	(20)	(41,498)
	46,293	271	271	46,564
教 育 委 員 会	(116,102)	()	()	(116,102)
	159,014	869	869	159,883
諸 局	(2,762)	()	()	(2,762)
	2,768			2,768
合 計	(491,784)	(15)	(554)	(491,799)
	665,502	15,705	16,181	681,207

()は一般財源

平成22年度11月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	185,040		185,040
地方消費税清算金		33,247		33,247
地方譲与税		22,427		22,427
地方特例交付金		2,497		2,497
地方交付税		161,000		161,000
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		4,878	301	5,179
使用料及び手数料		6,059	2	6,061
国庫支出金		75,958	10,579	86,537
財産収入		1,820	1	1,821
寄附金		4		4
繰入金		34,926	1,974	36,900
諸収入		11,676	178	11,854
県債		125,270	2,670	127,940
合 計		665,502	15,705	681,207

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議会費		1,537		1,537
総務費		47,924	595	48,519
民生費		92,666	568	93,234
衛生費		15,710	3,495	19,205
労働費		8,942	3,440	12,382
農林水産業費		38,055	1,854	39,909
商工費		8,693	139	8,832
土木費		62,496	4,474	66,970
警察費		46,293	271	46,564
教育費		171,002	869	171,871
災害復旧費		9,058		9,058
公債費		102,254		102,254
諸支出金		60,672		60,672
予備費		200		200
合 計		665,502	15,705	681,207

環境文化保健福祉委員会資料

1. 平成22年11月定例会主要事項について
 - (1) 平成22年度11月補正予算額 P. 1
 - (2) 岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例 P. 6
 - (3) 岡山県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例 P. 8
 - (4) 岡山県暴力団排除条例 P. 13
 - (5) 公有財産の処分について P. 32

2. 「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）」に係るパブリック・コメントの実施について P. 37

3. 「改訂版 後期・新世紀おかやま母子保健計画（仮称）」素案に対するご意見の募集について P. 38

4. 平成22年度「障害者週間」に係る啓発活動について P. 41

5. 「ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度」初日行事について P. 43

平成22年11月18日
保 健 福 祉 部

平成 22 年度 11 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(68,838,504) 72,694,157	()	()	(68,838,504) 72,694,157	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	()	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(3,765,934) 22,426,146	(126,329) 3,889,189	(126,329) 3,889,189	(3,892,263) 26,315,335	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(5,104,368) 5,339,276	()	()	(5,104,368) 5,339,276
		運 営 費	(1,448,080) 1,606,539	()	()	(1,448,080) 1,606,539
	E 単県行政施策費	(5,183,801) 6,176,564	(20,000) 174,000	(20,000) 174,000	(5,203,801) 6,350,564	
	一般会計の計		(84,340,687) 108,242,682	(146,329) 4,063,189	(146,329) 4,063,189	(84,487,016) 112,305,871
	特別会計の計		326,042			326,042
合 計		(84,340,687) 108,568,724	(146,329) 4,063,189	(146,329) 4,063,189	(84,487,016) 112,631,913	

()は一般財源

平成22年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	新型インフルエンザ対策推進費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(41,916) 74,211	(126,329) 378,987	(126,329) 378,987
説明	<p>新型インフルエンザワクチン接種助成事業費 0 → 378,987 新型インフルエンザワクチン接種を受ける接種対象者のうち、市町村が定める低所得者等の費用負担の助成に要する経費</p>		
分類	事項名	子宮頸がん等ワクチン接種促進事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	()	() 3,116,071	() 3,116,071
説明	<p>1. 子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進 0 → 2,596,871 臨時特例基金積立金 市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を助成するため、国から交付される子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を原資として県に造成する「子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金」に積み立てるもの</p> <p>2. 子宮頸がん等ワクチン接種促進事業費 0 → 519,200 市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に要する経費補助</p>		

()は一般財源

平成22年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	介護保険施行事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(25,299) 54,063	() 4,000	() 4,000
説明	医療的ケア研修体制整備事業 0 → 4,000 医師・看護職員との連携・協力の下に、介護職員等がたん吸引等の医療的ケアを適切に提供するために必要な研修用機器等の整備に要する経費		
分類	事項名	介護職員処遇改善・介護基盤整備事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	() 6,224,052	() 388,131	() 388,131
説明	介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金 6,888 → 395,019 地域密着型施設に係る消火設備等を緊急に整備するため、国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」に追加積立てするもの		
分類	事項名	障害者更生援護施設費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(10,263) 26,920	() 2,000	() 2,000
説明	医療的ケア研修体制整備事業 0 → 2,000 医師・看護職員との連携・協力の下に、介護職員等がたん吸引等の医療的ケアを適切に提供するために必要な研修用機器等の整備に要する経費		
C分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(3,765,934) 22,426,146	(126,329) 3,889,189	(126,329) 3,889,189

()は一般財源

平成22年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	地域活性化対策事業費	
		既定予算額	補正協議額
E	()	(20,000)	(20,000)
		174,000	174,000
説明	<p>国の1次補正予算に計上された「地域活性化・きめ細かな交付金」及び「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、要保護児童に対する相談機能の強化を図るとともに、県立施設の改修等を行うもの</p>		
E分類計	既定予算額 (5,183,801)	補正協議額 (20,000)	補正予算額 (20,000)
	6,176,564	174,000	174,000
一般会計	既定予算額 (84,340,687)	補正協議額 (146,329)	補正予算額 (146,329)
の計	108,242,682	4,063,189	4,063,189
合計	既定予算額 (84,340,687)	補正協議額 (146,329)	補正予算額 (146,329)
	108,568,724	4,063,189	4,063,189

()は一般財源

平成22年度繰越明許費予定額一覧

(単位:千円)

款	項	事業名	繰越予定額	備考
03民生費	01社会福祉費	地域活性化対策事業	133,769	<p>南部健康づくりセンター冷温水機分解整備等工事 41,357</p> <p>基幹型地域生活支援センターデイケア訓練棟改修工事 42,380</p> <p>食の安全・安心確保等検査機器等整備事業 27,437</p> <p>動物愛護センター機能強化事業 22,595</p>
	合	計	133,769	

岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例案要綱

担当課 保健福祉部健康推進課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金を設置する。
制定理由	国が県に交付する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、市町村が実施する子宮けいがん等に対するワクチンの接種事業を促進するため、岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金を設置する必要がある。
案と予算 措置との 関係	平成22年度11月補正予算案に計上予定
備 考	

岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例

(設置及び目的)

第一条 国が県に交付する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、市町村が実施する子宮けいがん等に対するワクチンの接種事業を促進するため、岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制定理由

国が県に交付する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、市町村が実施する子宮けいがん等に対するワクチンの接種事業を促進するため、岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金を設置する必要がある。

岡山県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部子ども未来課

項 目	記 載 欄
案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 題名を岡山県立成徳学校条例に改める。 2 岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院を廃止する。 3 その他規定の整備を行う。
改正理由	<p>岡山県行財政構造改革大綱２００８の取組方針に基づき、岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院を廃止する等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

岡山県立児童福祉施設条例（昭和四十一年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

岡山県立成徳学校条例

第一条中「に基づく児童福祉施設を次のとおり」を「第四十四条に規定する児童自立支援施設として、岡山県立成徳学校を岡山市に」に改め、同条の表を削る。

第二条から第九条までを削る。

第十条中「第一条の児童福祉施設」を「岡山県立成徳学校」に改め、同条を第二条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の岡山県立児童福祉施設条例第六条第一項の規定により指定管理者の指定を受けたものに係る同条例第七条及び第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

（岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

3 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

改正理由

岡山県行財政構造改革大綱二〇〇八の取組方針に基づき、岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院を廃止する等所要の改正を行う必要がある。

第八条 知事は、玉島学園又は津島児童学院の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第九条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(管理)

第十条 この条例に定めるもののほか、第一条の児童福祉施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(管理)

第二条 この条例に定めるもののほか、岡山県立成徳学校の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

に關すること。

(指定管理者の公募)

第四条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、第三条に規定する業務に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、次の各号のいずれにも該当するものうちから最も適当と認めるものをそれぞれ指定管理者として指定するものとする。

一 第三条第一号に規定する業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

二 事業計画の内容が玉島学園又は津島児童学院の入所児童に対する適切な処遇を確保することができるものであること。

三 事業計画の内容が玉島学園又は津島児童学院の施設の機能を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

五 その他玉島学園又は津島児童学院の管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(事業報告書の提出)

第七条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告等)

岡山県立児童福祉施設条例新旧対照表

新

岡山県立成徳学校条例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設として、岡山県立成徳学校を岡山市に設置する。

旧

岡山県立児童福祉施設条例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく児童福祉施設を次のとおり設置する。

名称	種類	位置
岡山県立玉島学園	児童養護施設	倉敷市
岡山県立津島児童学院	情緒障害児短期治療施設	岡山市
岡山県立成徳学校	児童自立支援施設	岡山市

(指定管理者による管理)

第二条 岡山県立玉島学園（以下「玉島学園」という。）及び岡山県立津島児童学院（以下「津島児童学院」という。）の管理は、第六条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にそれぞれ行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第三条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 児童福祉法第四十一条又は第四十三条の五に規定する目的の達成に必要な業務
- 二 玉島学園又は津島児童学院の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、玉島学園又は津島児童学院の運営

岡山県暴力団排除条例案要綱

担当課 警 察 本 部

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
制定理由	<p>暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

1 目的（第1条関係）

暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義（第2条関係）

この条例の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (6) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

3 基本理念（第3条関係）

暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、国、市町村、県民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならないこととする。

4 県等の責務（第4条～第6条関係）

- (1) 県は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとする。
- (2) 市町村は、基本理念にのっとり、県、国、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。
- (3) 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、県、国、市町村及び関係

団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(4) 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県、国、市町村又は関係団体に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

5 基本計画（第7条関係）

県は、暴力団の排除に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、暴力団の排除に関する基本的な計画を策定するものとする。

6 推進体制の整備（第8条関係）

(1) 県は、国、市町村、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(2) 県は、暴力団の排除に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 公共工事等における措置（第9条関係）

(1) 県は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市町村は、(1)の措置に準ずる措置を講ずるよう努めるものとする。

8 公の施設の利用における措置（第10条関係）

県（地方自治法に規定する指定管理者を含む。）は、公の施設の利用が暴力団を利することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができることとする。

9 保護措置（第11条関係）

警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護体制の確立、保護対策の実施に必要な資機材の貸付けその他の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

10 啓発活動（第12条関係）

県は、国、市町村、事業者及び関係団体と連携し、及び協力して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

11 学校等における措置（第13条関係）

(1) 県は、学校教育法に規定する学校及び専修学校において、青少年が暴力

団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

(2) 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

12 暴力団事務所の開設及び運営の禁止（第14条関係）

(1) 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならないものとする。

ア 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）

イ 児童福祉法に規定する児童福祉施設又は児童相談所

ウ 社会教育法に規定する公民館

エ 図書館法に規定する図書館

オ 博物館法に規定する博物館

カ その他公安委員会規則で定める施設

(2) (1)の規定は、暴力団事務所であって、その開設後に(1)アからカまでのいずれかの施設が設置され、又は設置されることが決定したことにより(1)の区域内において運営されることとなったものについては、適用しないものとする。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでないものとする。

13 利益供与の禁止等（第15条関係）

(1) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(2) 暴力団員等は、事業者から当該事業者が(1)に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定する者に供与させてはならないものとする。

14 暴力団の威力の利用等の禁止（第16条関係）

(1) 事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならないものとする。

(2) 事業者は、(1)に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威

力を利用してはならないものとする。

15 契約時における措置（第17条関係）

- (1) 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであって、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。
- (3) 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

16 不動産譲渡者等の講ずべき措置等（第18条関係）

- (1) 県内に所在する不動産の譲渡、貸付け又は交換（地上権の設定を含む。（2）から（4）まで及び17において「譲渡等」という。）をしようとする者（（2）、（3）及び17（1）において「不動産譲渡者等」という。）は、当該契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。
- (2) 不動産譲渡者等は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。
- (3) 不動産譲渡者等は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を書面で定めるよう努めるものとする。
 - ア 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
 - イ 当該契約の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨
- (4) 譲渡等をした者は、当該譲渡等に係る契約の相手方が当該譲渡等に係る不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする。

17 不動産の譲渡等の代理等をする者の責務（第19条関係）

- (1) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産譲渡者等に対し、16の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならないものとする。
- (2) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該代理又は媒介をしてはなら

ないものとする。

18 説明又は資料提出の請求（第20条関係）

公安委員会は、13、14、16(2)又は17(2)に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、これらの施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができることとする。

19 勧告（第21条関係）

公安委員会は、13、14、16(2)又は17(2)に違反する行為があったときは、当該行為をした者に対し、暴力団の排除について必要な勧告をすることができることとする。

20 公表（第22条関係）

(1) 公安委員会は、18により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をしなかったとき、又は19により勧告をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができることとする。

(2) 公安委員会は、(1)による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならないこととする。

21 市町村条例との調整（第23条関係）

(1) 県は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができるものと認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定（当該目的に係る部分に限る。）を適用しないこととすることができることとする。

(2) (1)によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、公安委員会規則で定めることとする。

22 罰則（第25条・第26条関係）

(1) 12(1)に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。

(2) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(1)の罰金刑を科することとする。

(3) 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用することとする。

別 紙（附則関係）

1 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 経過措置

この条例の施行の際、現に運営されている暴力団事務所については、案要綱12の規定は、適用しないこととする。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでないこととする。

3 関係条例の一部改正

次に掲げる公の施設について、知事又は指定管理者が与える利用等の許可が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、当該許可を与えないことができることとする。

- (1) 岡山県吉備高原都市センター区広場（附則第3項）
- (2) 岡南飛行場（附則第4項）
- (3) 岡山空港（附則第5項）
- (4) 岡山県男女共同参画推進センター（附則第6項）
- (5) 岡山県自然保護センター（附則第7項）
- (6) 岡山県立美術館（附則第8項）
- (7) 犬養木堂記念館（附則第9項）
- (8) 岡崎嘉平太記念館（附則第10項）
- (9) 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（附則第11項）
- (10) 岡山県視覚障害者センター・聴覚障害者センター（附則第12項）
- (11) 岡山セラミックスセンター（附則第13項）
- (12) 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター（附則第14項）
- (13) 岡山県農林水産総合センター（附則第15項）
- (14) 岡山県立青少年農林文化センター三徳園（附則第16項）
- (15) 岡山県営と畜場（附則第17項）
- (16) 岡山県営食肉地方卸売市場（附則第18項）
- (17) 岡山県立森林公園（附則第19項）
- (18) 漁港施設（附則第20項）
- (19) 港湾施設（附則第21項）
- (20) 岡山県青少年教育センター閑谷学校（附則第22項）
- (21) 岡山県立図書館（附則第23項）

岡山県暴力団排除条例

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	暴力団の排除に関する基本的施策（第七条―第十二条）
第三章	青少年の暴力団への加入防止等のための措置（第十三条・第十四条）
第四章	暴力団員等に対する利益供与の禁止等（第十五条―第十九条）
第五章	義務違反者等に対する措置（第二十条―第二十二条）
第六章	雑則（第二十三条・第二十四条）
第七章	罰則（第二十五条・第二十六条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によつて、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団事務所 暴力団の拠点となつてゐる施設又は施設の区画された部分をいう。
- 五 県民等 県民及び事業者をいう。
- 六 関係団体 法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社

会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、国、市町村、県民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県、国、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第六条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、県、国、市町村及び関係団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県、国、市町村又は関係団体に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

(基本計画)

第七条 県は、暴力団の排除に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、暴力団の排除に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 暴力団の排除に関する施策の基本的方針に関する事項
- 二 市町村、県民等及び関係団体が行う暴力団の排除に関する活動に対する支援に関する事項
- 三 市町村、県民等及び関係団体への暴力団の排除に関する情報の提供に関する事項
- 四 その他暴力団の排除に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第八条 県は、国、市町村、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、暴力団の排除に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの

とする。

(公共工事等における措置)

第九条 県は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項に規定する措置に準ずる措置を講ずるよう努めるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第十条 県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を含む。)は、公の施設の利用が暴力団を利することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができる。

(保護措置)

第十一条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護体制の確立、保護対策の実施に必要な資機材の貸付けその他の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第十二条 県は、国、市町村、事業者及び関係団体と連携し、及び協力して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第三章 青少年の暴力団への加入防止等のための措置

(学校等における措置)

第十三条 県は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第二百一十四条に規定する専修学校において、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に依りて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十四条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館

四 図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する図書館

五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館

六 その他公安委員会規則で定める施設

第四章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

（利益供与の禁止等）

第十五条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 暴力団員等は、事業者から当該事業者が前項の規定に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定する者に供与させてはならない。

（暴力団の威力の利用等の禁止）

第十六条 事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（契約時における措置）

第十七条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであつて、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（不動産譲渡者等の講ずべき措置等）

第十八条 県内に所在する不動産の譲渡、貸付け又は交換（地上権の設定を含む。以下この条及び次

条において「譲渡等」という。）をしようとする者（以下この条及び次条において「不動産譲渡者等」という。）は、当該契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。

2 不動産譲渡者等は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡に係る契約をしてはならない。

3 不動産譲渡者等は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を書面で定めるよう努めるものとする。

一 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨

二 当該契約の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨

4 譲渡等をした者は、当該譲渡等に係る契約の相手方が当該譲渡等に係る不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする。

（不動産の譲渡等の代理等をする者の責務）

第十九条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産譲渡者等に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該代理又は媒介をしてはならない。

第五章 義務違反者等に対する措置

（説明又は資料提出の請求）

第二十条 公安委員会は、第十五条、第十六条、第十八条第二項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、これらの規定の施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第二十一条 公安委員会は、第十五条、第十六条、第十八条第二項又は第十九条第二項の規定に違反する行為があつたときは、当該行為をした者に対し、暴力団の排除について必要な勧告をすることができる。

（公表）

第二十二条 公安委員会は、第二十条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をしなかったとき、又は前条の規定により勧告をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章 雑則

(市町村条例との調整)

第二十三条 県は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができるものと認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定（当該目的に係る部分に限る。）を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、公安委員会規則で定める。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第七章 罰則

第二十五条 第十四条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつて、その開設後に第十四条各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同条に規定する区域内において運営されることとなったものについては、同条の規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

(関係条例の一部改正)

3 岡山県吉備高原都市センター区広場条例(平成四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

4 岡山県岡南飛行場条例(昭和三十七年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する営業が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十七条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

5 岡山県岡山空港条例(昭和六十二年岡山県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する営業が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

6 岡山県男女共同参画推進センター条例(平成十一年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第四条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

7 岡山県自然保護センター条例（平成三年岡山県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

8 岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条及び第十二条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

9 岡山県犬養木堂記念館条例（平成五年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

10 岡山県岡崎嘉平太記念館条例（平成十三年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

る。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

11 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第五条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

12 岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

13 岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する利用又は行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

14 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する

おそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第四条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

15 岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第六条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

16 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

17 岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

18 岡山県営食肉地方卸売市場条例（昭和四十七年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

19 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公衆の森林公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に、「与える」を「与えない」に改め、同項に次の各号を加え

る。

- 一 公衆の森林公園の利用に支障を及ぼすと認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。

20 岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十六条第二号中「第十一条第二項又は第十二条第二項」を「第十一条第三項又は第十二条第三項」に改める。

21 岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 知事又は指定管理者は、第一項に規定する占有又は前項に規定する使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、前二項の許可を与えないことができる。

第八条第一項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第九条第一項中「第七条」を「第七条第一項又は第二項」に改める。

第二十四条中「第七条」を「第七条第一項若しくは第二項」に改める。

22 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

る。

第九条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

23 岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、前項に規定する利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

制定理由

暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する必要がある。

公有財産の処分について

公有財産を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する物件 岡山県立玉島学園の下記の種別により別表に表示する物件
(1) 建物
(2) 工作物
- 2 契約の相手方 倉敷市玉島八島1899番地1
社会福祉法人 恵聖会
理事長 河野澤 與
- 3 処分予定価格 無償
- 4 契約締結の時期 平成22年度中
- 5 契約要領 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に準拠

(参 考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～五 略

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七～十五 略

2. 略

種別	名 称	所 在 地	数 量	備 考
建 物	本館	倉敷市玉島長尾字百々3729 番地 2	延床面積 1,191.22㎡	
	食堂及び浴室	同	延床面積 93.12㎡	
	機械棟	同	延床面積 45.00㎡	
	車庫	同	延床面積 21.00㎡	
	渡り廊下	同	延床面積 11.85㎡	
	物干場	同	延床面積 26.40㎡	
	自転車置場	同	延床面積 22.40㎡	
	屋外便所	同	延床面積 3.57㎡	
	多目的棟	同	延床面積 37.89㎡	
	合 計		延床面積 1,452.45㎡	
工作物	浄化装置	倉敷市玉島長尾字百々3729 番地 2	合併処理用70人槽 1個	
	雑工作物	同	ソーラーシステム 1個	
	門	同	鉄筋コンクリート造 4個	
	囲障	同	フェンス 34m	
	その他土地の固着物	同	遊具等	

公有財産の処分について

公有財産を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する物件 岡山県立津島児童学院の下記の種別により別表に表示する物件
 - (1) 建物
 - (2) 工作物
- 2 契約の相手方 岡山市北区祇園866番地
社会福祉法人 旭川荘
理 事 長 末 光 茂
- 3 処分予定価格 無償
- 4 契約締結の時期 平成22年度中
- 5 契 約 要 領 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に準拠

種別	名 称	所 在 地	数 量	備 考
建 物	管理棟	岡山市北区いずみ町1番地 26	延床面積 1,041.60㎡	
	寮舎棟	同	延床面積 950.40㎡	
	機械棟	同	延床面積 129.58㎡	
	渡り廊下	同	延床面積 20.40㎡	
	物干場	同	延床面積 42.00㎡	
	倉庫	同	延床面積 94.35㎡	
	合 計			延床面積 2,278.33㎡
工作物	門	岡山市北区いずみ町1番地 26	鉄筋コンクリート造 2個	
	囲障	同	コンクリートブロック造・ 金網造 342m	
	スプリンクラー消火設備	同	消火水槽・ポンプ室等 1個	
	その他土地の固着物	同	遊具等	

環境文化保健福祉委員会資料

- 1 平成22年11月定例会主要事項について
 - (1) 平成22年度11月補正予算額 …… P. 1
 - (2) 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例 … P. 5
 - (3) 岡山県暴力団排除条例 …… P. 10
 - (4) 岡山県天神山文化プラザの指定管理者の指定について … P. 29
- 2 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく排出削減計画の公表について …… P. 30
- 3 第6期分別収集促進計画について …… P. 31

平成22年11月18日

環境文化部

平成 22 年度 11 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算 協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(500) 500	()	()	(500) 500	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	(18,150) 33,000	()	()	(18,150) 33,000
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄 等	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(100) 281,239	()	()	(100) 281,239	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(1,516,933) 1,564,128	()	()	(1,516,933) 1,564,128
		運 営 費	(835,256) 900,169	()	()	(835,256) 900,169
	E 単県行政施策費	(897,116) 2,362,722	()	()	(897,116) 2,558,206	
	一般会計の計	(3,268,055) 5,141,758	()	195,484 195,484	() 195,484	(3,268,055) 5,337,242
	特別会計の計					
合 計		(3,268,055) 5,141,758	()	()	(3,268,055) 5,337,242	
企業会計の計						

()は一般財源

分類	事項名	地域活性化対策事業費		
		既定予算額	補正予算協議額	補正予算額
E		(0)	(0)	(0)
		0	195,484	195,484
説明	1) 電気自動車急速充電器整備事業費		0	→ 76,521
	国の地域活性化交付金を活用して、道の駅等 県内7カ所に電気自動車の急速充電器を整備 するために要する経費			
	2) 自然公園施設等整備事業費		0	→ 20,874
	寄島園地及び自然保護センターの施設整備に 要する経費			
説明	3) スポーツ施設整備事業費		0	→ 94,025
	美作ラグビー・サッカー場及び津山陸上競技場 の施設整備に要する経費			
説明	4) 県立美術館整備事業費		0	→ 4,064
	県立美術館の施設修繕に要する経費			
E分類計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(897,116)	(0)	(0)	
	2,362,722	195,484	195,484	
一般会 計の計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(3,268,055)	(0)	(0)	
	5,141,758	195,484	195,484	

()は一般財源

債務負担行為(追加)

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左記の財源内訳		
			国庫	その他	一般
岡山県天神山文化プラザ管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	322,825			322,825

<説明>

岡山県天神山文化プラザについて、公の施設の指定管理者制度による管理運営委託に要する経費

平成22年度繰越明許費予定額一覧

(単位:千円)

款	項	事業名	繰越予定額	備考
02 総務費	10 環境費	地域活性化対策事業	172,612	国の経済対策に伴うもの
計			172,612	

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 環境文化部文化振興課

項 目	記 載 欄																																
案の内容	<p>1 次の施設の1時間当たりの利用料金の基準額を定める。</p> <table border="1" data-bbox="416 566 1350 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="416 566 743 685">時 期</th> <th data-bbox="743 566 1070 685">寒暑期 (1～3, 6～9, 12月)</th> <th data-bbox="1070 566 1350 685">寒暑期以外 (その他の月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 685 743 745">スタジオ</td> <td></td> <td data-bbox="743 685 1070 745">3,500円</td> <td data-bbox="1070 685 1350 745">3,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 745 743 804">ギャラリー</td> <td></td> <td data-bbox="743 745 1070 804">2,200円</td> <td data-bbox="1070 745 1350 804">1,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 804 579 862">芸術・文</td> <td data-bbox="579 804 743 862">全室</td> <td data-bbox="743 804 1070 862">3,200円</td> <td data-bbox="1070 804 1350 862">2,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 862 579 920">化ワーク</td> <td data-bbox="579 862 743 920">2 / 3室</td> <td data-bbox="743 862 1070 920">2,100円</td> <td data-bbox="1070 862 1350 920">1,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 920 579 978">ルーム</td> <td data-bbox="579 920 743 978">1 / 3室</td> <td data-bbox="743 920 1070 978">1,100円</td> <td data-bbox="1070 920 1350 978">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 978 743 1037">会議室 1</td> <td></td> <td data-bbox="743 978 1070 1037">1,100円</td> <td data-bbox="1070 978 1350 1037">900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1037 743 1093">会議室 2</td> <td></td> <td data-bbox="743 1037 1070 1093">900円</td> <td data-bbox="1070 1037 1350 1093">700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>	時 期		寒暑期 (1～3, 6～9, 12月)	寒暑期以外 (その他の月)	スタジオ		3,500円	3,100円	ギャラリー		2,200円	1,800円	芸術・文	全室	3,200円	2,800円	化ワーク	2 / 3室	2,100円	1,800円	ルーム	1 / 3室	1,100円	1,000円	会議室 1		1,100円	900円	会議室 2		900円	700円
時 期		寒暑期 (1～3, 6～9, 12月)	寒暑期以外 (その他の月)																														
スタジオ		3,500円	3,100円																														
ギャラリー		2,200円	1,800円																														
芸術・文	全室	3,200円	2,800円																														
化ワーク	2 / 3室	2,100円	1,800円																														
ルーム	1 / 3室	1,100円	1,000円																														
会議室 1		1,100円	900円																														
会議室 2		900円	700円																														
改正理由	<p>おかやま旧日銀ホールの金庫棟において、新たにスタジオ等の施設を供用開始することに伴い、当該施設の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行う必要がある。</p>																																
案と予算措置との関係	なし																																
備 考																																	

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例
 岡山県おかやま旧日銀ホール条例（平成十六年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一中

を

会議室一		芸術・文化ワークルーム						ギャラリー		スタジオ		ホール
		三分の一室		三分の二室		全室						
寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	ホール
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
九〇〇円	一、一〇〇円	一、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、八〇〇円	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、二〇〇円	一、八〇〇円	二、二〇〇円	三、一〇〇円	三、五〇〇円	六、一〇〇円

会議室二		寒暑期	一時間につき	九〇〇円
寒暑期以外	一時間につき			七〇〇円

に改め、同表の備考三中「二・〇」の下に「ホールにおいて」を加え、同三を同表の備考四とし、同表の備考二中「冷暖房設備」を「ホールにおいて冷暖房設備」に改め、同二の次に次のように加える。

三 寒暑期とは、一月から三月まで、六月から九月まで及び十二月をいう。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

改正理由

おかやま旧日銀ホールの金庫棟において、新たにスタジオ等の施設を供用開始することに伴い、当該施設の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行う必要がある。

会議室一	一室		寒暑期以外	一時間につき	一、〇〇〇円
	寒暑期	一時間につき	一、一〇〇円		
会議室二	寒暑期以外		一時間につき	九〇〇円	
	寒暑期	一時間につき	九〇〇円		
寒暑期以外		一時間につき	七〇〇円		

備考

一 略

二 ホールにおいて冷暖房設備を利用する場合には、この表に掲げる額に一・五を乗じて得た額とする。

三 寒暑期とは、一月から三月まで、六月から九月まで及び十二月をいう。

四 営利若しくは宣伝を目的とする催物又は飲食を伴う催物に利用する場合にあつては、この表に掲げる額に二・〇（ホールにおいて冷暖房設備を利用する場合には、二・五）を乗じて得た額とする。

二・三略

備考

一 略

二 冷暖房設備を利用する場合には、この表に掲げる額に一・五を乗じて得た額とする。

三 営利若しくは宣伝を目的とする催物又は飲食を伴う催物に利用する場合にあつては、この表に掲げる額に二・〇（冷暖房設備を利用する場合には、二・五）を乗じて得た額とする。

二・三略

岡山県おかやま旧日銀ホール条例新旧対照表

別表（第六条、第九条関係） 一 施設										新			旧		
区分		単位		基準額		区分		単位		基準額					
ホール	スタジオ	寒暑期	一時間につき	六、一〇〇円	ホール	一時間につき	六、一〇〇円	ホール	一時間につき	六、一〇〇円					
			寒暑期以外	三、五〇〇円							三、一〇〇円				
ギャラリー	寒暑期	一時間につき	二、二〇〇円	ギャラリー	寒暑期	一時間につき	二、二〇〇円	ギャラリー	寒暑期	一時間につき	二、二〇〇円				
		寒暑期以外	一、八〇〇円			寒暑期以外	一、八〇〇円								
芸術・文化ワ ーム	全室	寒暑期	一時間につき	三、二〇〇円	芸術・文化ワ ーム	寒暑期	一時間につき	三、二〇〇円	芸術・文化ワ ーム	寒暑期	一時間につき	三、二〇〇円			
			寒暑期以外	二、八〇〇円			寒暑期以外	二、八〇〇円							
三分の 二室	寒暑期	一時間につき	二、一〇〇円	三分の 二室	寒暑期	一時間につき	二、一〇〇円	三分の 二室	寒暑期	一時間につき	二、一〇〇円				
		寒暑期以外	一、八〇〇円			寒暑期以外	一、八〇〇円								
三分の	寒暑期	一時間につき	一、一〇〇円	三分の	寒暑期	一時間につき	一、一〇〇円	三分の	寒暑期	一時間につき	一、一〇〇円				

岡山県暴力団排除条例案要綱

担当課 警 察 本 部

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
制定理由	<p>暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

1 目的（第1条関係）

暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義（第2条関係）

この条例の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (6) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

3 基本理念（第3条関係）

暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、国、市町村、県民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならないこととする。

4 県等の責務（第4条～第6条関係）

- (1) 県は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとする。
- (2) 市町村は、基本理念にのっとり、県、国、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。
- (3) 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、県、国、市町村及び関係

団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(4) 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県、国、市町村又は関係団体に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

5 基本計画（第7条関係）

県は、暴力団の排除に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、暴力団の排除に関する基本的な計画を策定するものとする。

6 推進体制の整備（第8条関係）

(1) 県は、国、市町村、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(2) 県は、暴力団の排除に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 公共工事等における措置（第9条関係）

(1) 県は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市町村は、(1)の措置に準ずる措置を講ずるよう努めるものとする。

8 公の施設の利用における措置（第10条関係）

県（地方自治法に規定する指定管理者を含む。）は、公の施設の利用が暴力団を利することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができることとする。

9 保護措置（第11条関係）

警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護体制の確立、保護対策の実施に必要な資機材の貸付けその他の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

10 啓発活動（第12条関係）

県は、国、市町村、事業者及び関係団体と連携し、及び協力して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

11 学校等における措置（第13条関係）

(1) 県は、学校教育法に規定する学校及び専修学校において、青少年が暴力

団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

(2) 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

12 暴力団事務所の開設及び運営の禁止（第14条関係）

(1) 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならないものとする。

ア 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）

イ 児童福祉法に規定する児童福祉施設又は児童相談所

ウ 社会教育法に規定する公民館

エ 図書館法に規定する図書館

オ 博物館法に規定する博物館

カ その他公安委員会規則で定める施設

(2) (1)の規定は、暴力団事務所であって、その開設後に(1)アからカまでのいずれかの施設が設置され、又は設置されることが決定したことにより(1)の区域内において運営されることとなったものについては、適用しないものとする。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでないものとする。

13 利益供与の禁止等（第15条関係）

(1) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(2) 暴力団員等は、事業者から当該事業者が(1)に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定する者に供与させてはならないものとする。

14 暴力団の威力の利用等の禁止（第16条関係）

(1) 事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならないものとする。

(2) 事業者は、(1)に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威

力を利用してはならないものとする。

15 契約時における措置（第17条関係）

- (1) 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであって、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。
- (3) 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

16 不動産譲渡者等の講ずべき措置等（第18条関係）

- (1) 県内に所在する不動産の譲渡、貸付け又は交換（地上権の設定を含む。（2）から（4）まで及び17において「譲渡等」という。）をしようとする者（（2）、（3）及び17（1）において「不動産譲渡者等」という。）は、当該契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。
- (2) 不動産譲渡者等は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。
- (3) 不動産譲渡者等は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を書面で定めるよう努めるものとする。
 - ア 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
 - イ 当該契約の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨
- (4) 譲渡等をした者は、当該譲渡等に係る契約の相手方が当該譲渡等に係る不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする。

17 不動産の譲渡等の代理等をする者の責務（第19条関係）

- (1) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産譲渡者等に対し、16の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならないものとする。
- (2) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該代理又は媒介をしてはなら

ないものとする。

18 説明又は資料提出の請求（第20条関係）

公安委員会は、13、14、16(2)又は17(2)に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、これらの施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができることとする。

19 勧告（第21条関係）

公安委員会は、13、14、16(2)又は17(2)に違反する行為があったときは、当該行為をした者に対し、暴力団の排除について必要な勧告をすることができることとする。

20 公表（第22条関係）

(1) 公安委員会は、18により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をしなかったとき、又は19により勧告をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができることとする。

(2) 公安委員会は、(1)による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならないこととする。

21 市町村条例との調整（第23条関係）

(1) 県は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定（当該目的に係る部分に限る。）を適用しないこととすることができることとする。

(2) (1)によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、公安委員会規則で定めることとする。

22 罰則（第25条・第26条関係）

(1) 12(1)に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。

(2) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(1)の罰金刑を科することとする。

(3) 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用することとする。

別 紙（附則関係）

1 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 経過措置

この条例の施行の際、現に運営されている暴力団事務所については、案要綱12の規定は、適用しないこととする。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでないこととする。

3 関係条例の一部改正

次に掲げる公の施設について、知事又は指定管理者が与える利用等の許可が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、当該許可を与えないことができることとする。

- (1) 岡山県吉備高原都市センター区広場（附則第3項）
- (2) 岡南飛行場（附則第4項）
- (3) 岡山空港（附則第5項）
- (4) 岡山県男女共同参画推進センター（附則第6項）
- (5) 岡山県自然保護センター（附則第7項）
- (6) 岡山県立美術館（附則第8項）
- (7) 犬養木堂記念館（附則第9項）
- (8) 岡崎嘉平太記念館（附則第10項）
- (9) 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（附則第11項）
- (10) 岡山県視覚障害者センター・聴覚障害者センター（附則第12項）
- (11) 岡山セラミックスセンター（附則第13項）
- (12) 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター（附則第14項）
- (13) 岡山県農林水産総合センター（附則第15項）
- (14) 岡山県立青少年農林文化センター三徳園（附則第16項）
- (15) 岡山県営と畜場（附則第17項）
- (16) 岡山県営食肉地方卸売市場（附則第18項）
- (17) 岡山県立森林公園（附則第19項）
- (18) 漁港施設（附則第20項）
- (19) 港湾施設（附則第21項）
- (20) 岡山県青少年教育センター閑谷学校（附則第22項）
- (21) 岡山県立図書館（附則第23項）

岡山県暴力団排除条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 暴力団の排除に関する基本的施策（第七条―第十二条）
- 第三章 青少年の暴力団への加入防止等のための措置（第十三条―第十四条）
- 第四章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等（第十五条―第十九条）
- 第五章 義務違反者等に対する措置（第二十条―第二十二条）
- 第六章 雑則（第二十三条・第二十四条）
- 第七章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団事務所 暴力団の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
- 五 県民等 県民及び事業者をいう。
- 六 関係団体 法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社

会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、国、市町村、県民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県、国、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第六条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、県、国、市町村及び関係団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県、国、市町村又は関係団体に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

(基本計画)

第七条 県は、暴力団の排除に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、暴力団の排除に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 暴力団の排除に関する施策の基本的方針に関する事項
 - 二 市町村、県民等及び関係団体が行う暴力団の排除に関する活動に対する支援に関する事項
 - 三 市町村、県民等及び関係団体への暴力団の排除に関する情報の提供に関する事項
 - 四 その他暴力団の排除に関し必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第八条 県は、国、市町村、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、暴力団の排除に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの

とする。

(公共工事等における措置)

第九条 県は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利用することとならないう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項に規定する措置に準ずる措置を講ずるよう努めるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第十条 県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を含む。)は、公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができる。

(保護措置)

第十一条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護体制の確立、保護対策の実施に必要な資機材の貸付けその他の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第十二条 県は、国、市町村、事業者及び関係団体と連携し、及び協力して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第三章 青少年の暴力団への加入防止等のための措置

(学校等における措置)

第十三条 県は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第二百一十四条に規定する専修学校において、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に依りて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十四条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館

四 図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する図書館

五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館

六 その他公安委員会規則で定める施設

2 前項の規定は、暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置され、又は設置されることが決定したことにより同項に規定する区域内において運営されることとなつたものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

第四章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

（利益供与の禁止等）

第十五条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 暴力団員等は、事業者から当該事業者が前項の規定に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定する者に供与させてはならない。

（暴力団の威力の利用等の禁止）

第十六条 事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（契約時における措置）

第十七条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであつて、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(不動産譲渡者等の講ずべき措置等)

第十八条 県内に所在する不動産の譲渡、貸付け又は交換（地上権の設定を含む。以下この条及び次条において「譲渡等」という。）をしようとする者（以下この条及び次条において「不動産譲渡者等」という。）は、当該契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。

2 不動産譲渡者等は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産譲渡者等は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を書面で定めるよう努めるものとする。

一 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨

二 当該契約の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨

4 譲渡等をした者は、当該譲渡等に係る契約の相手方が当該譲渡等に係る不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第十九条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産譲渡者等に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該代理又は媒介をしてはならない。

第五章 義務違反者等に対する措置

(説明又は資料提出の請求)

第二十条 公安委員会は、第十五条、第十六条、第十八条第二項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、これらの規定の施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第二十一条 公安委員会は、第十五条、第十六条、第十八条第二項又は第十九条第二項の規定に違反する行為があったときは、当該行為をした者に対し、暴力団の排除について必要な勧告をすることができる。

(公表)

第二十二条 公安委員会は、第二十条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をしなかつたとき、又は前条の規定により勧告をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章 雑則

(市町村条例との調整)

第二十三条 県は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定(当該目的に係る部分に限る。)を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、公安委員会規則で定める。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第七章 罰則

第二十五条 第十四条第一項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、第十四条第一項の規定は、適

用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

(関係条例の一部改正)

3 岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

4 岡山県岡南飛行場条例（昭和三十七年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する営業が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十七条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

5 岡山県岡山空港条例（昭和六十二年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する営業が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

6 岡山県男女共同参画推進センター条例（平成十一年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第四条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

7 岡山県自然保護センター条例（平成三年岡山県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

8 岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条及び第十二条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

9 岡山県犬養木堂記念館条例（平成五年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

10 岡山県岡崎嘉平太記念館条例（平成十三年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

11 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第五条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

12 岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

13 岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する利用又は行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

14 岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一

項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第四条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

15 岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第六条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

16 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

17 岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

18 岡山県営食肉地方卸売市場条例（昭和四十七年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

19 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公衆の森林公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に、「与える」を「与えない」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 公衆の森林公園の利用に支障を及ぼすと認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。

20 岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十六条第二号中「第十一条第二項又は第十二条第二項」を「第十一条第三項又は第十二条第三項」に改める。

21 岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 知事又は指定管理者は、第一項に規定する占用又は前項に規定する使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、前二項の許可を与えないことができる。

第八条第一項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第九条第一項中「第七条」を「第七条第一項又は第二項」に改める。

第二十四条中「第七条」を「第七条第一項若しくは第二項」に改める。

22 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

23 岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、前項に規定する利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

制定理由

暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する必要がある。

岡山県天神山文化プラザの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市北区天神町8番54号
岡山県天神山文化プラザ
- 2 指定管理者となる団体 岡山市北区天神町8番54号
社団法人岡山県文化連盟
会長 大原謙一郎
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(参考)

社団法人岡山県文化連盟の概要

- (1) 設立 平成19年6月18日
- (2) 役員数 25名(理事23名, 監事2名)
- (3) 会員数 102団体
- (4) 目的 岡山県における芸術・文化関係の団体の相互連携と自主的活動の充実促進を図り、芸術・文化の普及振興に寄与する。
- (5) 事業内容
 - ① 芸術・文化の普及振興
 - ② 各種芸術・文化事業の実施
 - ③ 芸術・文化関係の団体との連携及びその育成
 - ④ 芸術・文化に関する個人又は団体の顕彰
 - ⑤ 芸術・文化施設等の管理運営
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業